

令和3年度（令和2年分）以降の主な変更点

◆給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、基礎控除の控除額を10万円引き上げ。

◆給与所得控除の見直し

○給与所得控除の控除額を一律10万円引き下げ。

○給与収入850万円超で給与所得控除が上限（上限195万円）となる。

（改正前：給与収入1,000万円超で給与所得控除が上限（上限220万円））

※ただし、給与収入850万円超の者が、次のいずれかに該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

- ・22歳以下の扶養親族を有する者
- ・本人が特別障害者控除の対象である者
- ・特別障害者控除の対象である扶養親族を有する者
- ・特別障害者控除の対象である同一生計配偶者を有する者

所得金額調整控除

=（給与の収入金額〈1,000万円超の場合は1,000万円〉－850万円）×0.1

【最高15万円】

◆基礎控除の見直し

○基礎控除の控除額を10万円引き上げ。

○合計所得金額2,400万円超で基礎控除額が段階的に減っていき、合計所得金額2,500万円超で基礎控除が消失。

◆未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し

○婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（総所得金額等48万円以下）を有する単身者についてはひとり親控除（所得税の控除額35万円）を適用。

○子以外の扶養親族を持つ死別・離別の女性又は扶養親族のいない死別の女性については、引き続き寡婦控除（所得税の控除額27万円）を適用。

※なお、ひとり親控除、寡婦控除いずれも所得制限（合計所得金額500万円以下）が設けられ、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある方は対象外とされた。